### 別紙15 学校給食用牛乳供給推進事業

#### 第1 事業の実施方針

本要綱別表 1 の15の学校給食用牛乳供給推進事業(以下「本事業」という。)に基づく学校給食への牛乳の供給に当たっては、学校給食用牛乳供給対策要綱(昭和39年8月31日付け文体給第265号、39畜A第5421号文部事務次官、農林事務次官依命通知。以下「対策要綱」という。)及び学校給食用牛乳供給対策要領(平成15年9月30日付け15生畜第2865号農林水産省生産局長通知。以下「対策要領」という。)の規定により実施するものとする。

### 第2 事業の内容

- 1 事業の取組内容
- (1) 学校給食用牛乳供給円滑化推進事業

事業実施主体は、学校給食への牛乳の供給の実態を把握するとともに、 効率的な供給のための課題等に関する共通認識等を醸成し、地域の特性を 踏まえ、学校給食への牛乳の安定的かつ効率的な供給等を図るため、生乳 生産者の代表、乳業者の代表、都道府県学校給食会、保護者の代表、給食 の栄養に係る有識者の代表、都道府県教育委員会等で構成する学校給食用 牛乳供給推進会議(以下「学校給食用牛乳供給推進会議」という。)を開 催し、学校給食への牛乳の供給に係る実施計画の策定、事業評価、課題等 の検討、調査等を実施するものとする。

# (2) 学校給食用牛乳安定需要確保対策事業

事業実施主体は、学校給食用牛乳の安定的な需要を確保するとともに、保護者負担額の軽減を図るため、学校給食用牛乳の供給において、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部(以下「補助額」という。)について、供給数量に応じて供給事業者(都道府県知事が認める場合にあっては、対策要領第4の3において整備される機関等)に交付するものとする。

なお、都道府県知事が認める機関等の要件は、次のとおりとする。

- ア 都道府県内において、給食費からの牛乳代金の徴収、供給事業者への 支払等の精算事務を一元的に取り扱うこと。
- イ 補助額を基礎とし、供給数量に応じ、掛増し経費の軽減を確実に行う こと。
- (3) 学校給食用牛乳新規利用推進事業

事業実施主体は、学校給食用牛乳の消費拡大を図るため、学校給食用牛乳の利用を新たに開始した小・中学校等に供給される飲用牛乳を対象として、供給数量に応じて供給事業者に交付する奨励金を交付するものとする。 ただし、奨励金の交付期間は、学校給食用牛乳の供給を開始した年度に限る。

# 2 事業対象の要件

(1) 事業対象となる都道府県

本事業は、当該年度の都道府県平均供給計画日数(都道府県の総供給計画本数を総供給対象人員で除して得られた数をいう。以下同じ。)が、平成14年度の都道府県平均供給日数の95%以上である都道府県を対象として実施することとする。

(2) 事業対象となる学校

本事業は、年間継続して、原則全ての幼児、児童及び生徒に対し、学校 給食用牛乳を供給する学校を対象として実施することとする。

なお、1(2)及び(3)の事業は、対策要領第2に定めるところにより、都道府県知事が学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者を決定する 区域に所在する学校を対象として実施することとする。

(3) 事業対象となる学校給食の範囲

本事業は、対策要綱第2に掲げる学校給食を対象として実施することとする。

- (4) 学校給食用牛乳の定義
  - ア 本事業は、学校給食用牛乳(1本当たりの容量が原則200cc以上の国内産の牛乳(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)第2条第3項に規定する牛乳をいう。)であって、次の(ア)から(オ)までに定める用に供されるものをいう。以下同じ。)の供給を対象として実施することとする。

### (ア) 飲用

- (イ)調理用(調理施設を有する学校又は学校給食共同調理施設(以下「給食センター」という。)において、学校給食として調理するために直接使用するものをいう。)
- (ウ) 品質及び衛生検査のための試料用
- (エ) 学校給食のための講習会用
- (オ) 学校給食における普及のための試食会用
  - 注1) (ウ) から(オ) までについては、その使用量が合理的に必要と される範囲内でなければならないことに留意するとともに、これ らの行事記録等を当該学校又は給食センターにおいて明らかにし ておくこととする。
    - 2) 予備(輸送中の破損を考慮した分等) の学校給食用牛乳については、補助の対象外とする。
- イ アの規定にかかわらず、夏場の牛乳需要の逼迫時や台風等の災害発生 時等の事由により牛乳供給が困難である場合には、事業実施主体は、本 事業の実施方針や牛乳代替品の円滑な供給を図ることの重要性を踏ま え、学校給食用牛乳供給推進会議等において協議を行った上、容量を問 わず、国内産100%の乳原料を主原料とする成分調整牛乳等(乳等省令

第2条に規定する成分調整牛乳、加工乳、乳飲料又は発酵乳をいう。以下同じ。)の供給を対象とすることができる。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、1(2)及び(3)の事業については、 事業実施主体は、各学校における年間供給日数の1割程度を上限として、 容量を問わず、成分調整牛乳等の供給を対象とすることができる。

### (5) 供給対象者

本事業は、以下のア及びイに規定する者に供給される学校給食用牛乳(飲用及び調理用は、幼児、児童及び生徒の供給対象日に限る。)を対象として実施することとする。

- ア 義務教育に係る学校、夜間課程を置く高等学校の夜間課程、特別支援 学校の幼稚部及び高等部の幼児、児童及び生徒
- イ アに掲げる学校(高等学校にあっては夜間課程に限る。)の教職員、 教育実習生及び給食センターの職員。

#### (6)供給対象日

本事業は、以下のアからウまでに規定する日(全寮制の学校の休祭日を除く。)に供給される学校給食用牛乳を対象として実施することとする。

### ア 授業日

- イ 夏期休暇等の長期休暇中であって、全校の児童、生徒が登校する日
- ウ 全校の児童、生徒又は学年単位の児童、生徒が参加する林間学校等(国 又は地方公共団体が設置した施設を利用して、複数の学校が林間学校、 臨海学校、移動教室等の名称で実施する学校行事をいう。以下同じ。) の開設日

### (7)年間の供給日数

学校の行事として林間学校等を開設し、(6)の供給対象日に児童、生徒に学校給食用牛乳を供給した場合は、当該供給に係る日数を年間の供給日数に含めるものとする。

この場合において、同一日に重複して供給された日数は延べ日数とせず、 また、調理用及び試食会用の学校給食用牛乳が供給された日数については、 年間の供給日数に含めない。

#### (8)事業実施期間

本事業の実施期間は、平成31年(2019年)度内とし、4月から行われる 取組について補助の対象とする。

- 3 補助対象及び補助率
- (1)1(1)の事業の補助対象経費の範囲及び補助率は、本要綱別表1に定めるところによるものとする。
- (2) 1 (2) の事業の補助対象経費は、不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部とし、200cc当たりの補助額は、対策要領第2の1の区域ごとに、次の式により決定するものとする。

補助額 = (供給価格-生乳価格) — 基準価格

- 注1)供給価格とは、対策要領第2の3(3)で決定した200cc当たりの供給価格をいう。
  - 2) 生乳価格とは、原料となる生乳の価格をいう。
  - 3) 基準価格とは、対策要領第2の3(3)で決定した供給価格から生乳価格を差し引いた価格を当該年度の供給見込数量で加重平均した200cc当たりの全国平均価格に一定額を加えた額とする。
  - 4)注3の一定額とは、対策要領第2の3(3)で決定した当該年度の全国区域の200cc当たりの供給価格から生乳価格を差し引いた価格の標準偏差を算出し、これに0.6を乗じて得た額とする。
- (3) 1 (3) の事業の補助対象経費は、学校給食用牛乳の利用を新たに開始 した小・中学校等に供給される飲用牛乳を対象とし、補助率は1本(200cc) 当たり4.80円とする。
- 4 成果目標の設定
  - 本要綱本体第3については適用しないものとする。
- 5 審査基準
  - 本要綱別表第4の2の審査基準の評価項目は次のとおりとする。
- (1)適正性
  - ア 本事業に精通した団体であるか。
  - イ 年間を通じて計画的かつ効率的に学校給食用牛乳を供給するために、乳業事故等に備えた体制が確立されている団体であるか。
  - ウ 国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図る取組を実施している団体であるか。
  - エ 酪農の健全な発達を図ることを目的とし取組がなされる計画か。
  - オ 幼児、児童及び生徒の体位・体力の向上に資することを目的とし取組がなされる計画か。
- (2) 妥当性 (学校給食用牛乳供給円滑化推進事業のみ)
  - ア 生乳生産者と乳業者が連携し、関係者に対し、牛乳に関する理解醸成 活動を実施する計画か。
  - イ 幼児、児童及び生徒に対し、牛乳に関する理解醸成活動を実施する計画か。
  - ウ 学校教育関係者に対し、牛乳に関する理解醸成活動を実施する計画か。
  - エ 供給事業者に対し、食品衛生に関する研修等を実施する計画か。
  - オ 乳業事故等の発生を防止する取組を実施する計画か。

# 第3 事業の実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)アに基づき、別添1により事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出し、その承認を受けるものとする。 ただし、生産局長が別に定める公募要領により選定された者が、当該公募 要領により作成した事業実施計画に変更がない場合は、本要綱本体第6の1 (1)アの事業実施計画の承認を受けたものとみなす。

# 2 供給契約の締結

対策要綱第6により決定した供給事業者は、事業計画の承認後、学校給食用の牛乳の供給に係る要件を明らかにした書面により、学校長、学校の設置者又は学校長若しくは学校の設置者の委任を受けた都道府県学校給食会等と供給契約を締結するものとし、供給契約締結後は、遅滞なく、契約書の写しを事業実施主体に提出するものとする。

### 3 業務方法書の作成

事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の目的及び内容、補助金の交付申請に係る手続等を定めた業務方法書を作成し、地方農政局長に提出することとする。

#### 4 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を委託して行わせる場合には、次の事項を 事業実施計画に記載し、地方農政局長の承認を得るものとする。

ただし、委託して行わせる範囲は、補助金の額の2分の1を超えてはならないものとする。

なお、この場合、事業実施主体は、事業全体の責任者として、受託者における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、受託者を監督することで、補助金の交付の条件に違反しないこと及び補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われることを確保するものとする。

# (1)委託先

(2) 委託する理由、委託内容及びそれに要する経費

# 第4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の規定に基づき、事業終了年度の翌年度の6月末までに別添2により事業実施結果に係る報告書を作成し、地方農政局長に提出するものとする。

また、地方農政局長は、別添3により学校給食用牛乳供給円滑化推進事業の内容を取りまとめ、翌年度の7月末までに公表するものとする。

#### 2 事業の評価

本要綱本体第8については適用しないものとする。

# 第5 その他

1 学校給食用牛乳受領確認証

本事業に係る補助金の交付に当たっては、学校給食用牛乳受領確認証(以下「確認証」という。)又はその写しの提示を要することとする。

(1)確認証の定義

確認証は、学校等(学校、給食センター及び林間学校等を実施する施設 をいう。以下同じ。)が牛乳を受領したことを証するために発行する書類 とする。

# (2)確認証の発行者

確認証は、以下のアから工までに規定する場合に、当該アから工までに 定める者又は供給事業者との間で供給契約を締結した者が発行することと する。

- ア 供給事業者から直接学校に供給された牛乳の場合 学校長
- イ 供給事業者から給食センターを介して学校に供給された牛乳の場合 学校長又は給食センターの代表者(学校長の委任を受けた場合に限 る。)
- ウ 供給事業者から給食センターに供給された牛乳の場合 次に掲げるいずれかの者
- (ア) 給食センターの設置者
- (イ) 給食センターから給食の供給を受ける学校を管轄する教育委員会
- (ウ) 給食センターの代表者
- エ 供給事業者から林間学校等を実施する施設に供給された牛乳の場合 次に掲げるいずれかの者
- (ア) 林間学校等を実施する学校長
- (イ) 林間学校等を実施する学校の設置者
- (ウ) 林間学校等を実施する学校を管轄する教育委員会
- (エ) 林間学校等を実施する施設の専任の管理責任者
- (3)確認証の発行方法
  - ア 供給事業者から直接学校に供給された牛乳の場合は、学校長が、別添 4に準じた様式により発行すること。
  - イ 給食センターを介して学校に供給された牛乳について、学校長が発行する場合には、学校長が学校に保管されている給食センター発行の納品 伝票等に基づき、別添4に準じた様式により発行すること。

また、給食センターの代表者が発行する場合には、給食センターの代表者が各学校の発行する受領伝票等に基づき、別添5に準じた様式により発行すること。

- ウ 供給事業者から給食センターに供給された牛乳について、設置者又は 教育委員会が発行する場合には給食センターの代表者からの牛乳の受領 報告に基づき、給食センターの代表者が発行する場合には給食センター に保管されている事業者発行の納品伝票等に基づき、別添5に準じた様 式により発行すること。
- エ 供給事業者から林間学校等を実施する施設に供給された牛乳について、学校長又は管理責任者が発行する場合には供給事業者発行の納品伝

票等に基づき、設置者又は教育委員会が発行する場合には学校長又は管理責任者からの牛乳の受領報告に基づき、別添6に準じた様式により発行すること。

- オ (1) ただし書の規定に基づき、供給事業者との間で供給契約を契約 した者が確認証を発行する場合においては、(2) ア若しくはイの学校 長、(2) イ若しくはウの給食センターの代表者又は(2) エ(ア) の 林間学校等を実施する学校長若しくは(エ)の管理責任者が発行した証 明書等に基づき、別添7に準じた様式により発行すること。
- カ 確認証を修正する場合においては、確認証の発行者の訂正印を必ず付すこと。

# (4)確認証等の保管

供給事業者及び牛乳の受領者である学校等は、確認証の作成根拠となる 書類等を整備し、確認証とともに、補助事業終了後5年間保管することと する。

### 2 推進体制

事業実施主体は、本事業が適切かつ効率的に実施されるよう、牛乳等の供給事業者の指導監督など、関係機関及び関係団体との連携に努めるものとする。